

豊明市パブリックコメント手続要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、意思決定過程における市民の市政への参画の促進と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策、条例等の策定案を広く公表し、市民等から当該策定案に対する意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、その提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に通勤し、又は通学する者

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

【考え方(1項)】

この手続は、(ア)『「意思決定前の情報の公表」による市民に説明する責務を果たすこと』、(イ)『「市民が意見を述べる機会」と「市の応答」を規定することにより、意思形成過程での市民参加と、行政の説明する責務を果たすこと』を要綱により一連の取組みとして確保するものである。

議会との関係は、議会制民主主義のもと、市が素案の考えをまとめる際には広く市民の意見を聞き、議会審議の参考となるより質の高い原案を作成することと、その策定過程を透明にすることにある。

【考え方(2項)】

この制度の実施機関は、議会を除く市の機関すべてとする。(豊明市情報公開条例(平成13年12月26日条例第29号)第2条の実施機関から議会を除いた機関)したがって議員提案の条例案などは対象とはしない。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策、条例等(以下「政策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画(全市域を対象とするものに限る。)の策定又は改定
- (3) 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの

【考え方】

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
(例 総合計画 環境基本計画 都市計画マスタープラン等の
施策レベルの計画、構想等)
- (2) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画(全市域を対象とするものに限る。)の策定又は改定
- (3) 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
(例 情報公開、環境、市民参加やまちづくりに関する条例等)
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
(例 廃棄物の減量・資源化を定める条例等)
- (5) 各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定について実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合

【考え方】

- (1) 「緊急を要するもの」は、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る時間がないものをいう。また、「軽微なもの」は、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないもので、費用対効果の面から例外規定を設ける趣旨。
- (4) 市が附属機関である審議会等の答申等を受けて、その答申の内容で政策等の意思決定を行う場合、附属機関がその答申を審議する過程で、パブリックコメントに準じた手続を実施している場合は、同種の手続を繰り返し行うことは、効率性の観点から好ましくないことから、附属機関での手続を本要綱の手続とみなす趣旨。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策等の案をその概要と併せて公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

【考え方】

「政策等の策定をしようとするとき」は政策等の素案がまとまり、意志決定する前の時点。

なお、政策を策定する過程で幅広く参考とする意見を募集することは第10条「構想又は検討段階でのパブリックコメント手続」により同様のパブリックコメント手続で実施するか、あるいは、構想段階以前に意見を聞く機会として、アンケートや公聴会、

ワークショップなど「パブリックインボルブメント（政策等の形成過程において市民の意見・意思を幅広く取り込む機会を設け、政策等に反映する市民参加）」によるものとするが、第3条で対象となる政策等に関しては、「政策等の策定をしようとするとき」にパブリックコメントを実施するというのがこの要綱の趣旨。

公表時期は、政策等の意思決定前に、政策等の素案について、この手続を実施するために必要な相当の期間を設けるものとする。

公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、わかりやすい『政策等の案』とともに、詳細な『資料』を用意するものとする。

2項各号の関連資料（1）～（3）は、「政策等の趣旨」、「目的」、「内容等」の必要な事項の公表により、「現状の課題認識」、「めざす方向性と目的、及びその根拠」、「政策等の内容、費用対効果や検討した代替案、その政策等立案の過程」など、政策等を選択する際の争点がわかる必要な事項を定め公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第6条 前条の規定による公表は、広報とよあけ及び市のホームページへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布により行うものとする。

【考え方】

広報とよあけが、市民の周知への方法として効果的な手段であることから、公表方法は、広報とよあけを基本とする。なお、広報とよあけについては、紙面が限られているため、概要を周知することとする。そのため、詳細な資料については、ホームページや指定する場所で閲覧等することとし、広報とよあけには、詳細な資料が閲覧できる場所を示す対応を行うこととする。

その詳細な資料の閲覧場所は、インターネットのホームページ、市民コーナーや担当部局の窓口等とし、要綱第5条の必要な情報（政策等の案と資料）を掲示し、市民が容易に政策等の案の情報を入手できるようにする。

（意見等の提出期間）

第7条 実施機関は、意見等の提出を受けるに当たり、政策等の案の公表の日から30日以上の間を設けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

【考え方】

国の「規制の設定・改廃に係る意見提出手続（閣議決定）」の意見・情報の募集期間や、これまでの素案の事前公表の意見募集期間からみて、意見提出に必要な期間とし

て30日以上の間を確保する。

パブリックコメント手続は、事前準備、意見募集期間、意見に対する検討の期間などかなりの時間を要することから、緊急な場合は理由を付し、期間の特例をすることができるものとする。

(意見等の提出方法)

第8条 前条に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)を明らかにしなければならない。

【考え方】

意見の把握が、書面等の記録として確認できるための提出方法を定めたもの。

意見提出にあたり、市民と行政の協働の観点から、市民の最小限の責任ある対応として住所及び氏名の明記を求めるものとする。

外国人の意見提出に対しては、特に外国人に関係する重要な事例は別として、提出意見は、日本語を前提とする。なお、提出言語を日本語以外とした場合には、意見等にあわせて、日本語訳の添付を求めることがある旨を示すこととする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表し、政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、豊明市情報公開条例(平成13年豊明市条例第29号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。

3 前項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

【考え方】

『市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等の公表』に関して規定し、提出された意見等を考慮して意思決定した市の考え

を示していくもの。

提出された意見の数が多い場合は、類似した意見ごとにまとめて公表する。

実施機関の考え方は、必要に応じてまとめて公表する。公表にあたり個人情報に関する部分は非公開とする。

実施機関の考え方の公表は、政策等の案の公表と同様の方法により公表する。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

【考え方】

第10条では、政策等の意思決定前に実施するパブリックコメント手続に対し、それ以前の政策等を形成する構想段階や中間の検討段階でのパブリックコメント手続を規定する。特に、大規模な公共事業、市民生活に影響の大きい政策・施策については、市民の関心度も高く、その素案が固まる前の段階、政策等の構想段階の案を公表し広く市民等に意見を求める「構想又は検討段階でのパブリックコメント手続」はこれまで試みてきたことであり、努力規定ではあるが実施に努めるようここに規定する。

(実施責任者)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、実施責任者を置くものとする。

【考え方】

パブリックコメントの実効性を確保するため、実施機関に(各部門)「パブリックコメント手続実施責任者」を配置し、パブリックコメント手続を要する政策等の把握及び実施にあたっての調整を担当する責任者を定めるもの。

部長を実施責任者とする。

(一覧表の作成等)

第12条 市長は、パブリックコメント手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により市民等に情報の提供をするものとする。

【考え方】

パブリックコメント手続案件の一覧表を市民コーナー及びインターネットにより

閲覧できるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

パブリックコメント手続は、かなりの期間を要するものなので、政策等の策定過程の手続の途中から、要綱事項を適用することは困難と考えられる。

そこで、制度施行日以降に施行・実施する政策等については、制度施行前に市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものは、この要綱の規定は適用しないこととする。